

森林整備工事請負契約約款の改正のお知らせ

令和2年10月

山口県

令和2年10月1日から、契約約款が新しくなります

県が発注する森林整備工事は、山口県建設工事請負契約約款の条項が改正されたため、山口県森林整備工事請負契約約款についても以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1 改正の概要

(1) 山口県建設工事請負契約約款の条項（改正建設業法の施行に伴う改正）の改正

○ 著しく短い工期の禁止について

改正建設業法において、著しく短い工期が禁止されたことを踏まえ、契約変更を行う場合においてもこの工事等従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならないこととしました。

(2) その他、字句の修正等を行った。

2 適用年月日

令和2年10月1日（木）以降に契約を締結するものから適用します。

3 その他

新しい契約約款は、山口県森林整備課のホームページに掲載しています。

山口県森林整備課ホームページ

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17800/index/>)